

審 議 資 料

項目：主要環境（大気等、土壌）

担当：片谷委員、中杉委員

意 見

【大気等】

- 1 建設機械の稼働に伴う排出ガスは環境基準を満足するとしているが、本事業における寄与率が高く、計画地近傍には住宅、教育文化施設、公園、運動場等、スポーツ・興行施設など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全のための措置を確実に実施し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

【土壌】

- 2 工事中に土壌汚染が新たに確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。

審 議 資 料

項目：生活環境（騒音・振動、日影）

担当：山本委員、平手委員

意 見

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。

【日影】

- 2 日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないとしているが、計画地東側の明治神宮外苑の樹木に一部日影が及ぶと予測していることから、フォローアップ調査で樹木への影響を確認するなど、周囲の緑の生育環境に配慮すること。

審議資料

項目：アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、
史跡・文化財）

担当：平手委員、輿水委員、寺島委員

意見

【景観】

- 1 本事業では「大地の柱」と「空の柱」を整備することにより周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されるとしていることから、緑を適切に管理し、良好な景観の保持に努めること。

【自然との触れ合い活動の場】

- 2 計画建築物5階には外部から行き来できる空中庭園「空の柱」を整備することから、アクセス方法について具体的に示すこと。

【自然との触れ合い活動の場】

- 3 歩行者ネットワークの構築により計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、明治神宮外苑等周辺施設の管理者と十分に連携を図り、利用者に対して、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努めること。

【歩行者空間の快適性】

- 4 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

【史跡・文化財】

- 5 周知の埋蔵文化財包蔵地において埋蔵文化財発掘調査を実施したとしていることから、その内容について報告すること。